

### 現場代理人兼務届

(宛先) 三朝町長 吉田 秀光  
発注担当 (建設水道課宛)

(受注者) 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記の工事について、現場代理人を兼務させたいので届け出ます。

なお、兼務する工事については、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼任の解除を指示されても何ら異議を申し立てません。

記

#### 1 現場代理人

氏 名	
緊急時連絡先	(携帯電話番号等)

#### 2 工事名等

【新規請負工事】(今後兼務させたい工事)

工 事 名			
工 事 場 所		工 事 の 別	<input type="checkbox"/> 災害復旧工事 <input type="checkbox"/> 一般工事
工 期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日
請 負 代 金 額			
発 注 担 当 課		監 督 員	

【現在配置(兼務)している工事】

1	工 事 名			
	工 事 場 所		工 事 の 別	<input type="checkbox"/> 災害復旧工事 <input type="checkbox"/> 一般工事
	工 期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日
	請 負 代 金 額			
	発 注 担 当 課		監 督 員	
2	工 事 名			
	工 事 場 所		工 事 の 別	<input type="checkbox"/> 災害復旧工事 <input type="checkbox"/> 一般工事
	工 期	平成 年 月 日	から	平成 年 月 日
	請 負 代 金 額			
	発 注 担 当 課		監 督 員	

《添付書類等》

この届は、兼務させようとする他方の工事の位置図及び工程表を添付し、それぞれの工事の発注担当課に提出してください。

(裏面)

## 1 対象工事

以下の条件を全て満たす工事について、合計3件まで現場代理人の兼務を認めることとします。ただし、災害復旧工事以外の一般工事は3件のうち1件のみとします。

また、安全管理上の理由、工事の難易度及び施工内容等により、兼務が適当でないと判断した場合は、兼務を認めない場合があります。

- (1) 三朝町が発注する土木一般工事であること（他の発注機関工事との兼務はできません。）
- (2) 各工事の請負代金額が2,500万円未満であること
- (3) 兼務させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定による専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと

## 2 現場代理人兼務状況に変更があった場合又は兼務を解く場合

「現場代理人兼務解除届」（様式第2号）をそれぞれの工事発注担当課に提出してください。

## 3 変更契約により対象工事の条件を満たさなくなった場合の取り扱い

兼務している工事のうち、変更契約によりいずれかの工事の請負代金額が2,500万円以上となり、兼務対象工事の条件を満たさなくなった場合は、新たに専任の現場代理人を配置する必要があります。

## 4 施工管理等

工事の施工管理については、次の各号を遵守してください。

- (1) 現場代理人は、常に工事発注担当課と連絡がとれる体制を確保すること
- (2) 現場代理人は、兼務するいずれかの工事現場に駐在することとし、工事の運営及び取り締まりを徹底すること
- (3) 現場代理人が工事現場を離れる際には、必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理の対策を図るとともに、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かうこと

## 5 兼務の取り消し

「現場代理人兼務届」を受理した場合であっても、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、新たに専任の現場代理人を配置しなければなりません。

- (1) 工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人兼務を継続することが不相当と認められる場合
- (2) 条件を偽り、又はその他不正な手段により兼務を行った場合

## 6 留意事項

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務配置としたことにより、安全管理の不徹底に起因する事故が起こらないよう、なお一層の配慮に努めてください。
- (2) 受注者は、兼務配置の工事において、工期内の履行を徹底してください。